交　A11－58	ＮＤＶ63 ＥＮＤＶ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A11－59	ＮＹ42Ａ ＥＮＹ42Ａ	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A11－60	ブリヂストンアシスタ Ａ75	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A11－61	レイニールーブハイブリッド263－Ｅ ＭＫ－12－022	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１丁目１番９号
交　A11－62	レイニールーブハイブリッド243－Ｅ ＭＫ－12－021	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１丁目１番９号
交　A11－63	フロートミックスハイブリッド263－Ｅ ＭＫ－12－023	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１丁目１番９号
交　A11－64	ＵｌｔｒａＭｏｔｏｒＡ２Ｂ ＨＹＢＲＩＤ24	株式会社ディトナ 静岡県周智郡森町一宮4805
交　A11－65	電動アシスト自転車　ルンルン ＡＢ26	株式会社プロスタッフ 愛知県一宮市丹羽大森25番地１

○国家公安委員会告示第三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十三年十二月二十七日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十四日

国家公安委員会委員長　松原　仁

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K11－4	電動車いす S141	フランスベッド株式会社 東京都昭島市中神町1148

○中央選挙管理会告示第六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十四年中央選挙管理会告示第五号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十四日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項		
平成二十四年一月五日	新党大地・真民主	新	旧	
		政党その他の政治団体の名称	新党大地・真民主	大地・真民主党
		略称	新党大地	大地

○外務省告示第十一号

平成二十四年一月十二日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における中央高地三県における学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中央高地三県における学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十八億九千五百万円

3　署名者

日　本　側　髙橋礼一郎在アフガニスタン大使

国際連合児童基金側　ピーター・クローリー在アフガニスタン事務所代表

平成二十四年一月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第十二号

平成二十四年一月十五日にカブールで、ゴール県病院改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ゴール県病院改修計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億二千三百万円

3　署名者

日　本　側　岡田誠司在アフガニスタン臨時代理大使

アフガニスタン側　アマヌッラー・ジェイフーン外務省第一政務局長

平成二十四年一月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第十三号

南スーダン共和国政府は、平成四年十二月二十二日にジュネーブで作成された「国際電気通信連合憲章」及び「国際電気通信連合条約」の加入書を平成二十三年十月三日に国際電気通信連合事務総局長に寄託した。よって、同憲章及び同条約は、同憲章第五十三条の規定に従い、同日に南スーダン共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十月十日付け国際電気通信連合事務総局長書簡）

平成二十四年一月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第二十五号

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第六号）の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第四ガス溶接作業主任者免許の項第一号チ及び第三号並びに別表第五第二号の規定に基づき、ガス溶接作業主任者免許規程（昭和四十七年労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年一月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条を削り、第一条の見出しを削り、同条第一号中「職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号。以下「旧職業訓練法」という。）」及び「同法」を「旧職業訓練法」に、「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）附則第二条第一号の規定による廃止前の職業訓練法施行規則（昭和三十三年労働省令第十六号。以下「旧職業訓練法施行規則」という。）」を「旧職業訓練法施行規則」に改め、同条第二号中「職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）」を「旧能開法」に、「職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「五十三年改正前の職業訓練法」という。）」を「五十三年改正前の職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「昭和五十三年改正職業訓練法施行規則」という。）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「改正前の職業訓練法施行規則」という。）」を「改正前の職業訓練法施行規則」に改め、同条第四号中「同法」を「旧能開法」に改め、同条第五号中「同法」を「旧能開法」に、「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）」を「旧能開法規則」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。